

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月14日
【四半期会計期間】	第18期第2四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 佳司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 原 大輔
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 原 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第2四半期 連結累計期間	第18期 第2四半期 連結累計期間	第17期
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 10月1日 至平成25年 3月31日	自平成23年 10月1日 至平成24年 9月30日
売上高(千円)	1,114,640	1,025,355	2,190,986
経常損失() (千円)	311,620	485,591	710,523
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失() (千円)	335,926	112,958	624,988
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	234,159	192,634	563,954
純資産額(千円)	5,251,844	6,118,528	4,922,049
総資産額(千円)	7,657,696	7,589,294	7,313,852
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額() (円)	458.44	149.89	852.93
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	144.20	-
自己資本比率(%)	68.6	80.6	67.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	81,148	206,725	337,537
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,038,882	672,364	884,462
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	7,571	13,798	15,075
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,730,996	4,073,363	3,621,523

回次	第17期 第2四半期 連結会計期間	第18期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年 1月1日 至平成24年 3月31日	自平成25年 1月1日 至平成25年 3月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() (円)	232.57	328.03

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第17期及び第17期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 株式価値の希薄化

当該リスクの対象であった当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は、平成25年1月に新株予約権の全てが行使されたことにより、当該リスクは消滅しました。

(2) 細胞医薬品開発事業に係るリスク

当社グループは、平成25年3月に、細胞医薬品開発事業に取り組むための資金を確保することを目的として、第三者割当の新株予約権の発行を行い、同年5月に、当新株予約権の全てが行使されたことにより予定していた資金調達が完了いたしました。今後は、調達した資金により、計画的に細胞医薬品の開発を進め、最終的には細胞医薬品の製造販売承認を取得することにより、細胞医薬品開発事業を細胞医療支援事業に続く新たな収益の柱とすることを目指してまいります。当社グループとしては、計画の進捗管理のためにマイルストーンを設け、当マイルストーンごとに検証を加えながら慎重に細胞医薬品開発を進めてまいります。細胞医薬品の治験において必ずしも当社の期待したとおりの結果が得られるとは限らず、結果として細胞医薬品の製造販売承認が得られなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）において当社グループは、前連結会計年度から引き続き、当社グループ契約医療機関の新規治療開始者数及び治療数の拡大による強固な事業基盤確立を目的として、新規契約医療機関の獲得と当社グループ契約医療機関と地域中核医療機関等との医療連携体制の構築の一層の拡大、個別化医療の実現に向けたサービス拡充に注力しております。平成24年11月には抗体医薬品との併用による相乗効果が期待される「NK細胞療法」技術を当社グループ契約医療機関に対して提供を開始いたしました。しかしながら、「NK細胞療法」の売上は増加しているものの、全体としては既存契約医療機関における細胞加工数は前連結会計年度後半に比べて若干減少しており、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,025,355千円（前年同期比89,284千円減、8.0%減）となりました。

研究開発活動については、再生・細胞医療の事業化が国家戦略として取り上げられ、新たな規制や法的枠組みが整備される環境変化を捉え、規制上の承認（RA: Regulatory Approval）を獲得し、将来的な細胞医薬品の開発を目指すことを目的とした治療効果向上と臨床エビデンスの構築を推進するための研究開発を推進しております。当第2四半期連結累計期間では、平成24年11月に、平成21年10月より進めてきたナノキャリア株式会社との共同研究である、「樹状細胞ワクチン療法」^[1]とT細胞を活性化する作用を有する「インターロイキン-2（IL-2）」を内包する「ミセル化ナノ粒子」との併用効果についての研究において、当併用治療法がマウスのがんモデルに対して、樹状細胞ワクチン療法と従来のIL-2溶液の併用に比べて、がんを特異的に攻撃する細胞傷害性T細胞（CTL）^[1]の誘導を著しく高め、抗がん作用も大幅に増強するという研究結果が得られました。その他の研究開発活動を合わせ、当第2四半期連結累計期間の研究開発費は、前第2四半期連結累計期間に比べて12,312千円（4.8%）増加しております。なお、これまでの研究開発活動の成果の一環として、当第2四半期連結累計期間において以下の特許が成立しております。

平成24年10月、樹状細胞を用いて細胞傷害性T細胞（CTL）の誘導を高める処理方法に関して、既に特許が成立している欧州11カ国に加えてオーストラリアにおいても特許が成立いたしました。

平成24年11月、HSP105^[1]抗原ペプチド^[1]に関して、既に特許が成立している欧州11カ国に加えて日本においても特許が成立いたしました。

平成25年1月、樹状細胞、該樹状細胞を含む医薬、該樹状細胞を用いた治療方法およびT細胞の培養方法に関して、既に特許が成立している欧州11カ国とオーストラリアに加えて日本及び韓国においても特許が成立いたしました。

営業活動としては、医師・医療機関をターゲットとした学術営業活動を推進しておりますが、一般向けの広報活動については、広報企画のより一層の効率化を図っており、当第2四半期連結累計期間の販売費については、前第2四半期連結累計期間に比べて39,533千円(17.5%)減少しております。また、一般管理費については、前第2四半期連結累計期間と比べて4,847千円(1.1%)減少しております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は901,898千円(前年同期比32,069千円減、3.4%減)となり、営業損失は421,392千円(前年同期は営業損失319,798千円)となりました。

その他、外貨建て投資有価証券の円換算等による為替差益59,516千円が発生しましたが、一方で投資事業組合運用損121,845千円等の営業外損益により、当第2四半期連結累計期間の経常損失は485,591千円(前年同期は経常損失311,620千円)となりました。

また、保有資産の効率化を図るために保有する有価証券を売却したことによる投資有価証券売却益618,307千円、法人税、住民税及び事業税18,390千円等により、四半期純利益は112,958千円(前年同期は四半期純損失335,926千円)となりました。

[] 樹状細胞ワクチン療法

樹状細胞は、がん細胞に由来するたんぱく質を貪食し、それをがん抗原としてTリンパ球に提示することにより、がん細胞を特異的に攻撃する細胞傷害性T細胞(CTL)を誘導する。樹状細胞ワクチン療法は、この働きを利用した免疫細胞治療の一種で、患者体内でCTLを誘導し、がん細胞を特異的に攻撃させようとする治療技術である。

[] 細胞傷害性T細胞(CTL)

CTLとはCytotoxic T Lymphocyte(細胞傷害性Tリンパ球)の略。Tリンパ球の一種で宿主にとって異物になる細胞(がん細胞・ウイルス感染細胞・移植細胞など)を認識して殺傷する。

[] HSP105

HSP105(Heat Shock Protein 105)は、熱などの何らの要因によって体内で生産されるストレスタンパク質に分類される。大腸がん、膵がん、乳がん、食道がん等の多くの症例で高発現するタンパク質で、正常では精巢に高発現している。HSP105が高発現していることが確認された場合、HSP105抗原ペプチドを用いることにより、抗原特異的な免疫治療が可能となる。

[] HSP105抗原ペプチド

HSP105タンパク質を構成するアミノ酸配列の内、特にがん抗原特異的CTLが強く反応する部分を指す。このペプチドをワクチンに用いることでCTLを効率的に刺激・増殖させることができる。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて275,442千円増加し、7,589,294千円となりました。流動資産は4,759,870千円と前連結会計年度末に比べ364,648千円増加しており、主な要因は現金及び預金の減少248,141千円、売掛金の減少40,973千円、有価証券の増加699,981千円です。固定資産は2,829,424千円と前連結会計年度末に比べ89,206千円減少しており、主な要因は長期貸付金の減少52,100千円、長期前払費用の減少40,763千円によるものです。

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べて921,037千円減少し、1,470,765千円となりました。そのうち流動負債は1,223,277千円で前連結会計年度末に比べて24,388千円増加しております。主な要因は買掛金の減少16,588千円、賞与引当金の増加20,412千円及び資産除去債務の増加23,170千円です。固定負債は、前連結会計年度末に比べて945,425千円減少し、247,488千円となりました。主な要因は新株予約権付社債の減少1,000,000千円です。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、四半期純利益112,958千円、新株予約権付社債の新株予約権の行使による資本金及び資本準備金の増加1,000,000千円、その他有価証券評価差額金の増加79,675千円等により前連結会計年度末に比べて1,196,479千円増加し、6,118,528千円となりました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の67.3%から80.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて451,839千円増加し、4,073,363千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動に使用した資金は206,725千円（前年同期は81,148千円の使用）となりました。

主な増加は、税金等調整前四半期純利益126,885千円、減価償却費96,456千円、投資事業組合運用損121,845千円及び売上債権の減少40,973千円であり、主な減少は、投資有価証券売却益618,307千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって得られた資金は672,364千円（前年同期は1,038,882千円の使用）となりました。

主な内訳は、投資有価証券の売却による収入679,807千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用した資金は13,798千円（前年同期は7,571千円の使用）となりました。

内訳は、新株予約権の発行による収入1,514千円、株式の発行による支出5,500千円及びリース債務の返済による支出9,813千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、266,578千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,751,200
計	1,751,200

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	783,331	873,331	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。
計	783,331	873,331	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社メディネット第1回新株予約権(業績達成条件付株式報酬型)

決議年月日	平成25年3月7日
新株予約権の数(個)	1,177
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	1,177
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成28年3月25日 至 平成33年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 39,600 資本組入額 19,800(注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」内において、以下の条件が満たされた場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(1) 割当日から行使期間中に終了する決算期において1回以上、連結営業利益が黒字を計上していること。ただし、当社が会計基準を変更した場合（国際財務報告基準の適用を含む）には、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において、本文と同等の条件を定めるものとする。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

注2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項
「新株予約権の取得条項」の定めに基づいて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に基づいて決定する。

第4回新株予約権

決議年月日	平成25年3月7日
新株予約権の数(個)	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり43,000円(注3)
新株予約権の行使期間	自平成25年3月25日 至平成28年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は30,000株。割当株式数(注2に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注3に定義する。)が修正されても変化しない(但し、注2に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
当社は平成25年3月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(本項(4)に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
当社が本項(2)に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
当初、43,000円とする。但し、注3(4)の規定を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限
30,000株(平成25年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は3.83%)
- (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限
1,290,000,000円(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。

(8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。割当先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書（以下、「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可し（以下、「行使許可書」といいます。）、又は予め定められた回答期限を経過しても当社から行使許可の有無について意思表示がなされない場合に限り、行使許可書の受領日（当社が行使許可の有無について意思表示をしなかった場合には回答期限日）当日から20営業日の期間（以下、「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量（当社が行使許可の有無について意思表示をしなかった場合には行使許可申請書に記載された数量）の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は30,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

また、当社と割当先は、本買取契約において、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権のいずれかまたは複数を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めました。

(9) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

2. 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

3. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、43,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。)

(3) 行使価額の修正

当社は平成25年3月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、43,000円とする。下限行使価額は、(4)の規定を準用して調整される。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \times \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 当該期間内に交付された株式数

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第 号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第 号に従った調整を行うものとする。

第(3)項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

4.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第5回新株予約権

決議年月日	平成25年3月7日
新株予約権の数(個)	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり45,000円(注3)
新株予約権の行使期間	自平成25年3月25日 至平成28年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は30,000株、割当株式数(注2に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注3に定義する。)が修正されても変化しない(但し、注2に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
当社は平成25年3月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(本項(4)に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
当社が本項(2)に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
当初、45,000円とする。但し、注3(4)の規定を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限
30,000株(平成25年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は3.83%)
- (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限
1,350,000,000円(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額、但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。

(8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、以下の内容を含む本買取契約を締結いたしました。割当先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書（以下、「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可し（以下、「行使許可書」といいます。）、又は予め定められた回答期限を経過しても当社から行使許可の有無について意思表示がなされない場合に限り、行使許可書の受領日（当社が行使許可の有無について意思表示をしなかった場合には回答期限日）当日から20営業日の期間（以下、「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量（当社が行使許可の有無について意思表示をしなかった場合には行使許可申請書に記載された数量）の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は30,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

また、当社と割当先は、本買取契約において、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権、第4回新株予約権及び第6回新株予約権のいずれかまたは複数を行行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めました。

(9) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

2. 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

3. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、45,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。)

(3) 行使価額の修正

当社は平成25年3月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、45,000円とする。下限行使価額は、(4)の規定を準用して調整される。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第 号に従った調整を行うものとする。

第(3)項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

4.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第6回新株予約権

決議年月日	平成25年3月7日
新株予約権の数(個)	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり47,000円(注3)
新株予約権の行使期間	自平成25年3月25日 至平成28年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注4)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併のために行使価額の調整を必要とする時は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て必要な行使価額の調整を行う。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は30,000株、割当株式数(注2に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注3に定義する。)が修正されても変化しない(但し、注2に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
当社は平成25年3月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の前取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(本項(4)に定める価額をいう。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度
当社が本項(2)に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
当初、20,000円とする。但し、注3(4)の規定を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限
30,000株(平成25年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は3.83%)
- (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限
600,000,000円(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。

(8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、以下の内容を含む本買取契約を締結いたしました。割当先は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書（以下、「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可し（以下、「行使許可書」といいます。）、又は予め定められた回答期限を経過しても当社から行使許可の有無について意思表示がなされない場合に限り、行使許可書の受領日（当社が行使許可の有無について意思表示をしなかった場合には回答期限日）当日から20営業日の期間（以下、「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量（当社が行使許可の有無について意思表示をしなかった場合には行使許可申請書に記載された数量）の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は30,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。また、当社と割当先は、本買取契約において、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれかまたは複数を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めました。

(9) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

2. 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

3. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、47,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。)

(3) 行使価額の修正

当社は平成25年3月25日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、当該修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、20,000円とする。下限行使価額は、(4)の規定を準用して調整される。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第 号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第 号に従った調整を行うものとする。

第(3)項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第 号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

4.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年1月1日～平成25年3月31日 (注)1	50,576	783,331	500,000	4,131,011	500,000	5,543,571

(注)1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換がなされたことによる増加であります。

2. 平成25年4月1日から平成25年5月1日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が90,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,026,275千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
木村 佳司	千葉県浦安市	88,293	11.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	47,641	6.08
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	22,728	2.90
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	19,077	2.43
IHN株式会社	千葉県浦安市入船3-68-5	14,000	1.78
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4-1	9,593	1.22
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASH PB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC 4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	7,500	0.95
後藤 重則	東京都目黒区	6,210	0.79
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	6,040	0.77
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	6,040	0.77
計	-	227,122	28.99

(注) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は47,629株であり、それらはすべて投資信託設定分となっております。また、日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は22,728株であり、それらの内訳は投資信託設定分22,624株、年金信託設定分100株、管理有価証券分4株となっております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 783,331	783,331	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	783,331	-	-
総株主の議決権	-	783,331	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が25株(議決権25個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,521,580	1,273,438
売掛金	377,529	336,556
有価証券	2,099,943	2,799,925
原材料及び貯蔵品	131,584	119,215
その他	264,583	230,734
流動資産合計	4,395,222	4,759,870
固定資産		
有形固定資産	488,939	487,100
無形固定資産	249,806	253,664
投資その他の資産		
投資有価証券	617,478	617,377
長期貸付金	705,447	653,347
長期前払費用	730,516	689,752
その他	126,443	128,181
投資その他の資産合計	2,179,885	2,088,658
固定資産合計	2,918,630	2,829,424
資産合計	7,313,852	7,589,294
負債の部		
流動負債		
買掛金	119,886	103,298
短期借入金	800,000	800,000
未払法人税等	19,977	31,929
賞与引当金	59,124	79,536
資産除去債務	-	23,170
その他	199,901	185,341
流動負債合計	1,198,889	1,223,277
固定負債		
新株予約権付社債	1,000,000	-
資産除去債務	78,308	69,100
その他	114,604	178,387
固定負債合計	1,192,913	247,488
負債合計	2,391,802	1,470,765
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,631,011	4,131,011
資本剰余金	5,043,571	5,543,571
利益剰余金	3,869,920	3,756,961
株主資本合計	4,804,662	5,917,621
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	117,387	197,063
その他の包括利益累計額合計	117,387	197,063
新株予約権	-	3,844
純資産合計	4,922,049	6,118,528
負債純資産合計	7,313,852	7,589,294

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高	1,114,640	1,025,355
売上原価	500,471	544,850
売上総利益	614,169	480,505
販売費及び一般管理費	933,967	901,898
営業損失 ()	319,798	421,392
営業外収益		
受取利息	8,967	9,827
為替差益	24,907	59,516
その他	3,627	3,045
営業外収益合計	37,502	72,389
営業外費用		
支払利息	3,363	3,431
投資事業組合運用損	24,746	121,845
その他	1,214	11,311
営業外費用合計	29,324	136,588
経常損失 ()	311,620	485,591
特別利益		
投資有価証券売却益	-	618,307
特別利益合計	-	618,307
特別損失		
固定資産除却損	35	456
減損損失	10,164	5,373
投資有価証券評価損	10,000	-
特別損失合計	20,199	5,830
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	331,820	126,885
法人税、住民税及び事業税	7,181	18,390
法人税等調整額	3,075	4,463
法人税等合計	4,105	13,927
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失 ()	335,926	112,958
四半期純利益又は四半期純損失 ()	335,926	112,958

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	335,926	112,958
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	101,766	79,675
その他の包括利益合計	101,766	79,675
四半期包括利益	234,159	192,634
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	234,159	192,634
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	331,820	126,885
減価償却費	102,930	96,456
減損損失	10,164	5,373
賞与引当金の増減額(は減少)	1,455	20,412
受取利息及び受取配当金	8,967	9,827
支払利息	3,363	3,431
投資有価証券評価損益(は益)	10,000	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	618,307
投資事業組合運用損益(は益)	24,746	121,845
為替差損益(は益)	25,618	59,523
有形固定資産除却損	35	456
売上債権の増減額(は増加)	155,395	40,973
たな卸資産の増減額(は増加)	12,272	12,368
仕入債務の増減額(は減少)	51,139	16,588
未払金の増減額(は減少)	23,453	6,945
その他	43,884	80,468
小計	76,751	202,520
利息及び配当金の受取額	8,975	9,719
利息の支払額	3,334	3,447
法人税等の支払額	10,038	10,477
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,148	206,725
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	108,909	23,765
無形固定資産の取得による支出	70,858	35,633
長期前払費用の取得による支出	130,000	-
投資有価証券の取得による支出	20,000	-
投資有価証券の売却による収入	-	679,807
短期貸付金の増減額(は増加)	800	-
長期貸付金の回収による収入	-	52,100
長期貸付けによる支出	700,000	-
その他	9,915	143
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,038,882	672,364
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による支出	-	5,500
新株予約権の発行による収入	-	1,514
リース債務の返済による支出	7,571	9,813
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,571	13,798
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,127,602	451,839
現金及び現金同等物の期首残高	4,858,598	3,621,523
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,730,996	4,073,363

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる、当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
給与手当	183,394千円	164,899千円
賞与引当金繰入額	27,774	39,556
研究開発費	254,266	266,578

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	1,631,066千円	1,273,438千円
有価証券勘定	2,099,929	2,799,925
現金及び現金同等物	3,730,996	4,073,363

(株主資本等関係)

当社は、平成25年1月16日付で、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が行使されました。この結果、当第2四半期連結会計期間において、資本金が500,000千円、資本準備金が500,000千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において、資本金が4,131,011千円、資本準備金が5,543,571千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成25年3月31日)

当社グループは、細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成24年9月30日)

その他有価証券

	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	74,092	256,370	182,278
合計	74,092	256,370	182,278

当第2四半期連結会計期間末(平成25年3月31日)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券

	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
株式	12,592	318,591	305,998
合計	12,592	318,591	305,998

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	458.44円	149.89円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	335,926	112,958
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	335,926	112,958
普通株式の期中平均株式数(株)	732,755	753,597
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	144.20円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	29,734
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	新株予約権4種類(新株予約権の数91,177個、普通株式91,177株)。新株予約権の概要は「第3提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権の行使

当第2四半期連結会計期間終了後、平成25年4月1日から平成25年5月1日までに第4回新株予約権の全部(30,000個)、第5回新株予約権の全部(30,000個)及び第6回新株予約権の全部(30,000個)について権利行使がありました。その内容は以下のとおりであります。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 資本金の増加額 | 2,026,275千円 |
| (2) 資本剰余金の増加額 | 2,026,275千円 |
| (3) 増加した株式の種類及び株数 | 普通株式 90,000株 |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月13日

株式会社メディネット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年4月1日から平成25年5月1日までに新株予約権の権利行使がなされた。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。